# 「情報公開文書」

医学部 HP 掲載用

受付番号: 2018-1-645

課題名: 転移性前立腺癌における泌尿器関連合併症の頻度と局所放射線照射の効果に関する後向き研究

### 1. 研究の対象

2008 年 1 月から 2017 年 12 月に東北大学泌尿器科で転移性前立腺癌と診断された方が対象となります。

### 2. 研究期間

2018年11月(倫理委員会承認後)~2019年3月

## 3. 研究目的

本研究では、転移性前立腺癌に対する早期の局所放射線照射の有効性を検討する前向き研究に先立ち、転移性前立腺癌の治療中に、どの時期にどの程度の泌尿器関連合併症が発生しているか調査し、それらが局所放射線照射によりどの程度改善しているかを評価することを目的とします。

### 4. 研究方法

対象となる方のカルテ情報から、以下の項目について調査した内容を利用させて頂き、これらの情報をもとに泌尿器関連合併症の頻度を解析し、局所放射線照射の有用性を検討します。

### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

生年月日、性別、病歴、治療歴、検査データ、副作用、治療効果など。

### 6. 外部への試料・情報の提供

診療情報から得たデータを宮崎大学泌尿器科に提供します。データの提供は、特定の 関係者以外がアクセスできない状態で行います。

# 7. 研究組織

筑波大学 小島崇宏 鳥取大学 森實修一 慈恵医大 木村高弘 千葉大学 坂本信一 奈良県立医大 田中宣道 三宅秀明 浜松医大 秋田大学 成田伸太郎 京都大学 井上貴博 鹿児島大学 榎田英樹 松本洋明 山口大学 山形大学 土谷順彦 九州大学 猪口淳一 茨城県立中央病院・茨城県地域がんセンター 島居徹 弘前大学 橋本安弘 四国がんセンター 冨田諒太郎 東北大学 三塚浩二 北海道大学 大澤崇宏 函館五稜郭病院 髙橋敦 山梨大学 神家満学 宮城県立がんセンター 川村貞文 名古屋大学 加藤真史 札幌医大 福多史昌 静岡県立総合病院 公平直樹 原三信病院 横溝晃 横浜市立大学 三好康秀 島根大学 安本博晃 国立がん研究センター東病院 松原伸晃

#### 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。 ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの 代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先まで お申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。 照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先:

仙台市青葉区星陵町1-1

東北大学泌尿器科

研究責任者 三塚浩二

電話: 022-717-7278

研究代表者: 宮崎大学医学部発達泌尿生殖医学講座泌尿器科学分野教授 賀本敏行

### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先: 「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。(※手数料が必要です。)

#### 【東北大学病院個人情報保護方針】

http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。(※手数料が必要です。)

# 【東北大学情報公開室】

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。 <人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合